

令和元年度答申第63号
令和元年12月19日

諮問番号 令和元年度諮問第59号（令和元年11月29日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許出願審査請求手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、特許出願（特願a。以下「本件特許出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、出願審査請求書に係る手続において特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から手続却下の処分を受けたことに対し、これを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）48条の3第1項は、特許出願があったときは、何人も、その日から3年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる旨規定する。
- (2) 特許法17条3項は、特許庁長官は、特許に関する手続について同法195条1項から3項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき（同法17条3項3号）は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる旨規定し、同法18条1項は、特許庁長官は、同法

17条3項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる旨規定する。

- (3) 特許法195条2項は、別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない旨規定し、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成31年政令第2号）施行前のもの。以下「手数料令」という。）1条2項は、同法195条2項の規定により納付すべき手数料の額につき、出願審査の請求をする者に係る手数料は1件につき11万8000円に1請求項につき4000円を加えた額（手数料令1条2項9号）である旨規定する。
- (4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）施行前のもの。以下「産競法」という。）66条2項は、特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求をする者が同条1項に規定する要件（新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件）に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法195条2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる旨規定する。
- (5) 産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号。以下「産競法施行令」という。）16条2号は、上記（4）の産競法66条1項に規定する要件につき、法人にあっては、常時使用する従業員の数が20人以下であること（同号イ）又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下であって、その設立の日以後10年を経過していないこと（同号ロ）及び当該法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を有する法人がないことである旨規定し、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「経産省産競法施行規則」という。）50条1項柱書及び同項1号は、上記経済産業省令で定める関係につき、産競法施行令16条2号イ及びロに該当する法人に対し、単独で有す

る場合にあつては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する関係である旨規定する。

- (6) 経産省産競法施行規則55条4号は、産競法施行令16条2号口の要件に該当する場合の出願審査の請求における審査請求料軽減申請書に添付すべき書面につき、経産省産競法施行規則55条4号イにおいて、定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する一又は二の書面、同号ロにおいて、前事業年度終了の日における株主等の氏名又は名称及び住所又は居所並びにその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面である旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成28年2月3日、名称を「A」とする発明につき、請求項の数を14項とする本件特許出願をし、平成30年12月28日付け出願審査請求書（以下「本件出願審査請求書」という。）にて、本件特許出願につき出願審査の請求（以下「本件出願審査請求」という。）をした。そして、審査請求人は、産競法66条2項に基づく審査請求料の軽減を求めため、平成31年1月4日付け審査請求料軽減申請書（以下「本件審査請求料軽減申請書」という。）を提出した。

（特許願、出願審査請求書、審査請求料軽減申請書）

- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、平成31年1月10日付け手続補正指令書にて、産競法66条2項の規定による審査請求料の軽減を認めることはできないため、本件出願審査請求に係る手数料である17万4000円のうち、既に納付された5万8000円との差額である11万6000円が不足しているとして、上記手続補正指令書を発送した日（同月15日）から2か月以内に、不足額を納付する手続補正書を提出するよう命じた（以下「本件補正指令」という。）。

（手続補正指令書）

- (3) 処分庁は、審査請求人に対し、令和元年5月21日付けで、本件出願審査請求書に係る手続は、指定した期間内に手続の補正がなかったため、特許法18条1項の規定に基づき却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）の通知をした。

（手続却下の処分）

(4) 審査請求人は、令和元年8月15日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和元年11月29日、当審査会に対し、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、本件審査請求料軽減申請書の添付書面として提出した法人税確定申告書別表2（前事業年度終了日：平成30年1月31日。以下「本件明細書」という。）の写しに代えて、本件出願審査請求時点（同年12月28日）の株主名簿（以下「本件株主名簿」という。）の提出を打診したが、直近の決算時のものではないとして拒否された。しかし、本件株主名簿には、株主の氏名又は名称、住所、全120株の株式数の内訳も明記されており、本件明細書の内容と比較すると、筆頭株主が「P」と「Q社」で異なっている以外は、株式数も同一である。一般的に、株式会社であれば、年度途中で株主リストが変更することは当然に発生するものであり、また、法人税確定申告書別表2の変更が年度途中にあったとしても、前年度の確定申告の修正申告の必要はないものである。したがって、本件株主名簿との差し替えを拒否されたのは不適當であり、このような方式審査の手続は不適切であり、瑕疵がある。

(2) 審査請求人は、令和元年5月7日、特許庁の担当官から、補正に対応できるのは、あと2週間くらいであると同っていたが、同月21日付け（同月22日付け発送）で本件却下処分を受けた。しかし、補正の猶予期間を2週間とすることを相互に確認したという事実はなく、また、同担当官は、2週間であることを明確に提示しておらず、このような方式審査の手続は不適切であり、瑕疵がある。

なお、審査請求人は、同月30日、不足額の11万6000円を納付した。

(3) 以上のことから、本件却下処分について、取り消す旨の裁決を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求人が提出した本件明細書においては、発行済株式総数は120株であるが、その2分の1を超える93株を審査請求人とは別の法人であるQ

社が保有している旨記載されていることが認められたことから、手数料の減免対象としての要件を欠き、本件出願審査請求に係る手数料の軽減を受けることはできない。このため、処分庁は、本件補正指令に係る指令書発送の日である平成31年1月15日から2か月の期間（同年3月15日まで）を指定して、不足する11万6000円の納付を求める本件補正指令をしたが、指定した期間内に審査請求人が不足額を納付しなかった。

したがって、特許法18条1項の規定に基づく本件却下処分は適法である。

- 2 また、審査請求人は、本件株主名簿の提出を拒否したことは不相当である旨主張するが、出願審査の請求に係る手数料の減免対象については、産競法施行令16条2号において、法人の支配に関する要件を定めており、これを証する書面として、「前事業年度終了の日における株主等の氏名又は名称及び住所又は居所並びにその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面」を要求しているのである。そして、本件明細書は、経産省産競法施行規則55条4号ロ所定の書面として適確な書面であることは明らかであり、これに基づき、処分庁が、法人の支配に関する要件を審査請求人が満たしているか否かを判断したことに違法又は不当な点はない。これに対し、審査請求人が主張する本件株主名簿は、本件における前事業年度終了の日である平成30年1月31日の時点のものではなく、それから約11か月後である同年12月28日の時点のものであり、これが同号ロ所定の書面として適確な書面でないことは明らかである。

したがって、審査請求人の主張は理由がない。

- 3 さらに、審査請求人は、補正の猶予期間の設定に関連して本件却下処分は不適切である旨主張をするが、令和元年5月7日の時点において、既に本件補正指令で指定した期間から2か月近く徒過している上、特許庁の担当者がそれから更に2週間が経過してもなお当面の間は本件却下処分をしない旨を確約した事実も認められないことからすると、上記主張は本件却下処分の適法性又は妥当性に影響する事情を主張するものとはいえず、採用できない。
- 4 以上のことから、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人は、本件出願審査請求に係る手数料につき、産競法66条2項の規定による軽減を申請したものであるが、本件審査請求料軽減申請書に添付された審査請求人の現在事項全部証明書及び本件明細書の記載によれば、審査請求人の期末（平成30年1月31日）現在の発行済株式総数は120株であり、Q社が93株を有しているため、同項の規定による軽減の要件である「発行済株式の総数の2分の1以上に相当する数の株式を所有する関係を有する法人がないこと」を満たしていない。

本件明細書は、経産省産競法施行規則55条4号ロで審査請求料軽減申請書に添付すべき書面として定められている「前事業年度終了の日における株主等の氏名又は名称及び住所又は居所並びにその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面」に該当する。

よって、本件出願審査請求に必要な手数料は、手数料令に基づき、軽減を受けない金額である17万4000円と認められ、審査請求人が本件出願審査請求をした際に納付した手数料は5万8000円であったから、不足する11万6000円の納付を求める本件補正指令が出され、その指定期間内に補正がなされなかったため、特許法18条1項により本件却下処分がなされたものであり、本件却下処分に違法又は不当な点はない。

審査請求人は、本件審査請求料軽減申請書を提出した後、本件株主名簿を提出しようとしたものであるが、平成30年12月28日時点の本件株主名簿は、上記「前事業年度終了の日における株主等の氏名等及びその有する株式数を記載した書面」には該当しない。

(2) また、審査請求人は、令和元年5月21日付けで本件却下処分がなされたのは不適切であるとも主張しているが、平成31年1月10日付け補正指令書で指定された期間は2か月であり、本件却下処分は、同期間経過後更に2か月以上経過してからなされたものであって、この点についても違法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子

委 員 伊 藤 尚 浩
委 員 交 告 史